

2. 国債累増と財政健全化政策

町 田 俊 彦

(1) 国債償還と減債基金制度

① 財政規模が大きい「国債費」と減債基金制度

一般会計歳出の主要経費別分類において国債費は社会保障関係費に次ぐ地位を占めており、2014年度決算では22兆1,857億円、歳出総額に占める比率は22.5%となっている。ただし一般会計「国債費」は、国の財政全体の「国債費」の一部を構成するにすぎない。戦後、主要先進国においては制度として廃止されるか、制度は存在しても使われていない「減債基金制度」（公債または借入金を計画的に償還するために、償還資金を積み立てておく制度）が、日本では「国債整理基金特別会計」として存続し、巨大な財政規模となっていることによる。

日本における減債基金制度は1906年制定の国債整理基金特別会計法で設置され、日露戦争（1904～05年）関連で発行された公債の償還金として一般会計から同特別会計への定額繰入が規定された⁽¹⁾。1915年度から定額繰入を廃止して定率繰入（前年度首国債発行残高の116/10000、実質86.2年償還）が導入された。1932年度には定率繰入率の引き下げにより歳入補填公債の発行額を圧縮するために、「当分の間」定率を本則の1/3とする特例が定められた。

戦後1947年に制定された財政法では公債不発行主義と建設公債原則（第4条）を打ち出すとともに、剰余金繰入（一般会計の決算剰余金の1/2以上を公債償還財源に充てる）を導入した。剰余金繰入と戦時から継承された定率繰入の2本立てとなったが、公債の償還財源は剰余金繰入だけで十分と判断されるようになり、定率繰入は1953年度以降毎年度の特例法の制定により停止され、1961年度以降は特例法により「当分の間」停止された。

現行の減債基金制度が確立したのは、戦後初の一般会計国債の発行（1965年度補正予算、歳入補

填債）、建設公債の発行開始（1966年度）を経過した後の1968年5月のことである。中核は建設公債を財源として整備された社会資本等の耐用年数に見合うとの理由づけから「60年償還ルール」を設定し、定率繰入率を前年度首国債発行残高の1.6/100とした。この1)定率繰入、従前から機能してきた2)剰余金繰入、新設された3)予算繰入（出資公債や交付公債の償還財源、満期構成などから国債整理基金で償還財源が不足した場合の財源など）を併せて3本立てとなった。

1975年度から財政法では認められていない赤字国債が発行年度における両院の議決を必要とする「特例公債」として発行されたが、毎年度の特例公債法には「償還のための起債は、行わないものとする」という旨の条文が入っていた⁽²⁾。1985年度からの赤字国債の大量償還を前に、1984年度の特例公債法により特例公債についても「借換」が認められ、大量発行への歯止めが取り払われた。

国債整理基金で償還・利払いを行う国債は、2001年度以降、財投債、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下、交付税特別会計）借入金、復興債、年金特例公債など多様化してきている。国債整理基金への償還資金等の繰入は、一般会計との間だけではなく、多様化した国債・借入金を経理する各特別会計との間でも行われている。

2014年度決算で一般会計と特別会計の純計をみると、国債費は203兆9,868億円で純計総額の過半を占めている（表1参照）。借換償還額を除いても国債費は84兆6,139億円で純計総額（226兆7,564億円）の37.3%を占め、社会保障関係費（75兆5,757億円、構成比33.3%）を抜いて首座を占めている。予算の透明性を担保する「予算の単一性」の予算原則に反して、多様な予算から成る日本の予算の実態は一般会計だけからは明らかにならず、特別会計等との関連に着目して分析す

表1 歳出決算主要経費別純計表（一般会計と特別会計の計） — 2014年度 —

10億円／%

	純計	借換償還額 を除く		純計	借換償還額 を除く
社会保障関係費	75,575.7(21.8)	75,575.7(33.3)	公共事業関係費	8,260.5(2.4)	8,260.5(3.6)
文教及び科学振興費	6,070.6(1.8)	6,070.6(2.7)	経済協力費	655.5(0.2)	655.5(0.3)
国債費	203,986.8(58.9)	84,613.9(37.3)	中小企業対策費	451.3(0.1)	451.3(0.2)
恩給関係費	443.6(0.1)	443.6(0.2)	エネルギー対策費	1,179.2(0.3)	1,179.2(0.5)
地方交付税交付金	17,431.4(5.0)	17,431.4(7.7)	食料安定供給関係費	1,588.6(0.5)	1,588.6(0.7)
地方特例交付金	119.2(0.0)	119.2(0.1)	その他の事項経費	22,338.9(6.4)	22,338.9(9.8)
地方譲与税譲与金	2.9(0.0)	2.9(0.0)	うち財政投融资特別会計	14,290.7(4.1)	14,290.7(6.3)
防衛関係費	5,091.0(1.5)	5,091.0(2.2)	歳出合計	346,129.2(100.0)	226,756.4(100.0)

(注) () 内は構成比。

(出所) 財務省「決算の説明」

ることが必要であるが、「国債費」はその必要性が特に高い³⁾。

② 国債整理基金特別会計と他会計との関連

2014年度決算でみると、国債整理基金特別会計の歳入総額は207.5兆円であり、うち他会計からの受入は84.6兆円で4割を占めるにすぎない(表2参照)。借換債発行等による公債金が96.1兆円で46.3%を占め、最大である。

一般会計「国債費」の側からみると、歳出額22.2兆円のうち21.5兆円が国債整理基金特別会計に繰り入れられた。2013年度の決算剰余金(財政法第6条の純剰余金)の1/2に当たる0.7兆円は復興債償還財源として東日本大震災復興特別会計に繰り入れられ、同会計を経由して国債整理基金特別会計に繰り入れられた⁴⁾。国債整理基金特別会計に繰り入れられる21.5兆円のうち、利子繰入が8.3兆円で4割弱を占める。公債費償還繰入は13.1兆円で6割を占めるにすぎず、国債残高の累増を抑えるにはきわめて不十分である。

利子繰入は8.3兆円となっているが、膨大な公債残高との比較でみればきわめて少ない。普通国債残高(年度末)を分母とし、利払費を分子として国債の平均金利を算出すると、1995年度4.6%、2000年度2.7%、2005~2009年度1.4%、2010年度1.3%、2011~2013年度1.2%、2014年度1.1%と急速に低下している⁵⁾。

日銀によるコール・レートを操作目標とする低金利政策から2000年3月以降の量的緩和政策、安倍第2次政権下の「異次元」の量的・質的金融緩

和(2013年4月発表、国債の大量買入により2%の物価目標を2年程度で実現)、2014年秋の追加緩和、2016年2月の「マイナス金利」政策の導入により超金融緩和が進むことによって、累増した国債残高に対する金利負担は低位に抑えられ、国債費の膨張による予算編成難は回避されている。

公債費償還繰入の中心は定率繰入等分11.3兆円であり、割引国債に係る年割額繰入分と借入金の法定償還額(0.2兆円)も含まれる。その他に一般会計「国債費」の公債費償還繰入に計上されるのは、予算繰入1.2兆円(うち公債分0.9兆円、借入金分0.3兆円)、減税特例公債分償還分0.3兆円、年金特例公債償還分0.3兆円である。

借入金償還費繰入は、特別会計等から国の一般会計が承継した借入金の償還費である。2014年度末の国の借入金残高(55.0兆円)の内訳は、一般会計借入金13.4兆円、特別会計借入金2.3兆円、特別会計借入金(5年未満)39.3兆円である。一般会計借入金では、後述する交付税特別会計からの承継分が12.8兆円で95.5%と大半を占める。

国債整理基金特別会計と一般会計・他の特別会計との関係に大きな影響を及ぼしたのは、第1に2001年度の財政投融资改革(以下、財投改革)である。財投改革では、資金運用部への郵便貯金、公的年金等の預託義務が廃止され、代わりに財政融資資金が財政投融资の中核に位置することになった。財政融資資金の財源調達を中心となる「財投債」は国債として位置づけられ、その償還費・利払費に見合った額が財政投融资特別会計から繰り入れられている。その他に積立金の取り崩

表2 国債整理基金特別会計と他会計との関係 — 2014年度決算、兆円 —

一般会計「国債費」・歳出計 22.2				
	計	債務償還費	利子	事務取扱費
国債整理基金への繰入小計	21.5			
(1) 公債費償還費繰入	13.1	13.1		
① 特別会計法第42条第2項の規定による繰入		11.3		
定率繰入等分		11.1		
割引国債発行差減額・年割額繰入分		0.0		
借入金償還費繰入		0.2		
② 特別会計法第42条第5項の規定による必要額		1.5		
年金特例公債償還分		0.3		
予算繰入分		0.9		
借入金償還費繰入、予算繰入分		0.3		
③ 減税特例公債(1994～1996年度)償還分		0.3		
(2) 利子繰入	8.3		8.3	
① 公債利子等繰入			8.0	
② 年金特例公債利子			0.0	
③ 借入金利子			0.2	
(3) 国債事務取扱費	0.0			0.0
東日本大震災復興特別会計への繰入 2013年度の決算上の剰余金の1/2	0.7	0.7		

交付税及び譲与税配付金特別会計・歳出	
地方交付税交付金	17.4
地方譲与税譲与金	2.9
国債整理基金特別会計へ繰入	33.4
うち現金償還分	0.2
その他	0.1
歳出合計	53.9

東日本大震災復興特別会計歳出	
公共事業等	0.8
原子力災害復興関係	0.8
地方交付税交付金	0.4
国債整理基金特別会計へ繰入	0.7
うち利払費	0.0
債務償還費	0.7
その他	1.1
歳出合計	3.8

財政投融资特別会計・歳出	
財政融資資金へ繰入	14.0
国債整理基金特別会計へ繰入	20.5
その他	0.4
歳出合計	34.9

国債整理基金特別会計・歳入計 207.5				
	計	債務償還費	利子・割引料	事務取扱費
(1) 他会計より受入計	84.6	75.0	9.6	0.0
① 一般会計より受入	21.5	13.1	8.3	0.0
② 交付税等特別会計より受入	33.4	33.3	0.0	—
③ 財政投融资特別会計より受入	20.5	19.2	1.3	0.0
④ エネルギー対策特別会計より受入	6.5	6.5	0.0	0.0
⑤ 年金特別会計より受入	1.5	1.5	0.0	—
⑥ 東日本大震災復興特別会計より受入	0.7	0.7	0.0	0.0
⑦ その他の4特別会計より受入	0.6	0.5	0.0	0.0
(2) 公債金(借換債)	96.1			
(3) 前年度剰余金受入	26.4			
(4) その他の収入	0.0			

国債整理基金特別会計・歳出計 204.4						
	計	公債等		借入金	政府短期証券	
		現金	借換			
(1) 債務償還費	194.4	152.9	33.8	119.2	40.1	1.4
一般会計分	131.8	131.1	12.4	118.3	0.7	—
交付税等特別会計分	33.3	—	—	—	33.3	—
財政投融资特別会計分	19.2	19.2	—	—	—	—
エネルギー対策特別会計分	6.5	1.0	—	—	4.3	1.2
年金特別会計分	1.5	—	—	—	1.5	—
東日本大震災復興特別会計分	1.6	1.6	—	—	—	—
その他の3特別会計分	0.5	—	—	—	0.4	0.1
(2) 売却及償還差額補填金	9.1					
(3) その他の支出	0.9					

(出所) 「決算の説明」、財務省理財局「国債統計年報」各年度版より作成。国債整理基金特別会計・歳出のうち、一般会計分の現金償還分・借換分については参議院予算委員会調査室 [2016] による。

しにより、2006年度に12兆円、2008年度に7兆1,600億円が繰り入れられている。

第2に財投改革による資金運用部の廃止は、交付税特別会計借入の縮小・廃止と結びついた。地方交付税の国税法定原資では不足する調整財源に対する上積み措置の中心となる交付税特別会計借入金についてみると、残高（地方負担分）は2000年度末に26兆円を超えた。政府では、こうした「隠れ借金」は好ましくない、地方自治体から目に見える借金である地方債に切り替えるべきであるとの考え方が強まった。契機となったのは借入先である資金運用部の廃止であり、減税分を除いた通常収支分について借入額を2001年度から縮小し、2003年度には廃止した。2007年度以降は、減税分を含めて新たな借入は廃止された。併せて国負担分18兆6,648億円が交付税特別会計から一般会計の借入金として承継された。

地方の負担額33兆6,173億円については、2011～2013年度には利払費の縮減により確保された財源等を活用して毎年度1,000億円を、2014年度以降は毎年度1,000億円ずつ増額、2022年度以降は30年間各年度1兆円を償還に充当することになっている。2012年度末の地方負担分の債務残高は33兆4,173億円であり、この金額が2013年度の国債整理基金の受入（債務償還費分）となる。うち現金償還分は1,000億円で、2013年度末の債務残高は33兆3,173億円となり、この金額が2014年度国債整理基金の受入（償還分）となるが、うち現金償還分は2,000億円にすぎない。

第3に2011年11月に成立した復興財源確保法に基づき東日本大震災の復興事業に充当するために復興債が発行された。復興特別税と一般会計の純剰余金からの繰入を財源として、2037年度までに償還する。

第4に2012年度と2013年度に基礎年金国庫負担1/2の財源調達のために年金国債が発行された。2012年度当初予算では歳入予算に計上されない年金交付公債（2兆5,044億円）、2013年度当初予算では歳入予算に計上される年金特例公債（2兆6,110億円）により賄った。年金交付公債と年金

特例公債は、国債整理基金で一括して年金特例公債として償還・利払が行われている。

③ 借換中心の償還

2014年度における国債整理基金特別会計の歳出をみると、債務償還費194.4兆円のうち国債償還額は152.9兆円であるが、現金償還は33.8兆円で22.1%を占めるにすぎず、119.2兆円、77.9%は借換に依存している。2007年度以降の償還方法別償還額の推移をみた表3によると、国債計では現金償還の比率はおおむね2割強にすぎない。借換の大半が行われている一般会計国債では、現金償還の比率はおおむね10%前後にとどまっている。

政府は国債償還の85%程度を占める一般会計国債について、2つの方式で現金償還のウエイトを高めようとした。第1は財政投融资資金特別会計の剰余金・積立金の国債整理基金特別会計への繰入である。2006年度には12兆円、2008年度には7.2兆円が繰り入れられた⁶⁾。第2に2013年1月、政府は国債整理基金残高の圧縮による借換債の発行抑制の方針を発表し2013年度に実施した。

この2つの方式で臨時的に資金が繰り入れられた年度には償還費に占める現金償還の比率は15～16%に高まったが、その他の年度はおおむね1割前後であり、借換償還への依存度は著しく高い。財政投融资資金特別会計の剰余金・積立金は、「埋蔵金」批判により取り崩され枯渇している。国債整理基金の残高は2010年度13.7兆円、2012年度10.5兆円、2013～2014年度3.0兆円と圧縮されており、もはや「基金」としてはほとんど機能していない。むしろ国債整理基金特別会計は、借換債発行機関としての性格が色濃くなっている。そこで2014年度には、一般会計国債の現金償還は前年度比6兆6,162億円減の12兆4,346億円に縮小し、償還額に占める割合は9.5%へ低下している。

一般会計国債全体に主要先進国では例をみない超長期の「60年償還ルール」を適用することにより償還の中心は借換となり、一般会計「国債費」の膨張を抑え、平均金利の低下とともに予算編成難の顕在化を回避させている。

表3 国債の償還方法別（現金、借換）償還額

兆円／%

		償還額			構成比		
		計	現金	借換	計	現金	借換
国債計	2000	74.2	8.9	65.4	100.0	12.0	88.0
	2001	77.5	6.5	71.0	100.0	8.4	91.6
	2002	88.9	7.3	81.6	100.0	8.2	91.8
	2003	107.8	19.6	88.2	100.0	18.2	81.8
	2004	115.7	17.9	97.8	100.0	15.5	84.5
	2005	137.1	20.0	117.2	100.0	14.6	85.4
	2006	167.7	47.8	119.9	100.0	28.5	71.5
	2007	126.7	27.8	99.0	100.0	21.5	78.1
	2008	128.8	35.2	93.6	100.0	27.4	72.6
	2009	117.5	27.4	90.1	100.0	23.3	76.7
	2010	122.6	22.2	100.4	100.0	18.1	81.9
	2011	142.3	33.7	108.6	100.0	23.7	76.3
	2012	143.6	32.8	110.8	100.0	22.9	77.1
	2013	148.6	38.6	110.0	100.0	26.0	74.0
2014	152.9	33.8	119.2	100.0	22.1	77.9	
一般会計国債	2000	56.6	4.5	52.2	100.0	7.9	92.1
	2001	63.9	4.9	59.0	100.0	7.7	92.3
	2002	74.5	5.5	69.0	100.0	7.3	92.7
	2003	81.2	6.8	74.4	100.0	8.3	91.7
	2004	91.0	7.0	84.0	100.0	7.7	92.3
	2005	114.1	8.9	105.2	100.0	7.8	92.2
	2006	129.3	21.4	107.9	100.0	16.5	83.5
	2007	110.5	11.6	99.0	100.0	10.5	89.5
	2008	111.0	17.4	93.6	100.0	15.7	84.3
	2009	98.3	8.3	90.0	100.0	8.4	91.6
	2010	109.6	9.5	100.2	100.0	8.6	91.4
	2011	120.7	12.5	108.2	100.0	10.3	89.7
	2012	120.6	12.3	108.3	100.0	10.2	89.8
	2013	126.5	19.1	107.5	100.0	15.1	84.9
2014	130.8	12.4	118.3	100.0	9.5	90.5	

(注) 国債計の2007年度の現金償還と借換償還の合計は計と一致しないが、出典のままとした。

(出所) 国債計は財務省理財局「国債統計年報」、一般会計国債は参議院予算委員会調査室 [2016]。

(2) 国債残高の累増

① 借換債を中心に160兆円を超える国債発行額

1980年代後半の第1次財政再建、橋本内閣下の「財政構造改革法」（1997年11月成立）では、再建目標としては特例公債発行ゼロが設定された。2001年4月に発足した小泉内閣の下で、同年6月に経済財政諮問会議で初めて決定された「骨太の方針2001」では、建設公債と特例公債を区別せずに新規国債について「30兆円枠」を設定した。リーマン・ショック（2008年9月）を契機とする世界同時不況の下で、2009年度決算では新規国債発行額は52.0兆円（建設公債15.0兆円、特例公債36.9兆円）まで膨張した（表4参照）。

2009年9月の政権交代後、民主党政権は2010年6月に「財政運営戦略」と題した「中期財政フレーム」を閣議決定、新規国債発行枠を前年度当初予算並みの44兆4,000億円以下と設定した。2012年12月の衆議院選挙で自民党は3年ぶりに政権党に復帰したが、安倍第2次政権の下での財政健全化では小泉内閣下で採用され、民主党政権において継承された「基礎的財政収支」黒字化を目標として掲げたが、新規国債発行枠は設定していない。

実質的には安倍第2次政権の初の当初予算としての2014年度当初予算では、消費増税と法人税の

大幅増収に支えられて、新規国債発行額は前年度の45.5兆円（年金特例公債2.6兆円を含む）から4.2兆円減額されて41.3兆円となった。新規国債発行額は2015年度当初予算では36.9兆円と40兆円を割り込み、2016年度当初予算では34.4兆円まで縮減している。

2016年予算政府案について、政府は国債発行額（34.4兆円）を前年度当初比で2.4兆円減額し、公債依存度は35.6%とリーマン・ショック以前（2008年度当初予算以来）の水準まで回復したとして、財政健全化の進展を喧伝している。2016年度当初予算の新規財源債は、新規国債に復興債2.2兆円と財投債16.5兆円を合わせて53.1兆円になる。借換債は109.1兆円で新規国債の3.2倍の規模となっており、これを合わせた国債発行総額は

162.2兆円に達している。新規国債発行額は発行総額の2割強を示しているにすぎず、借換債発行額が2/3と圧倒的割合を占めているのである。借換債発行額は2010年代に100兆円を超えてから、110～120兆円で高止まりすることにより、国債発行総額の圧縮にブレーキをかけており、財政健全化が進展しているとはいえない。

② 償還額を上回る国債発行額と国債残高の累増

2007年度以降の普通国債及び財投債の増減（額面ベース）を示した表5によると、リーマン・ショックを契機とする世界同時不況の影響が現れる直前の2008年度には、国債発行額は償還額を下回り、年度末現在額は年度首現在額（前年度末現在額）を下回った。2009年度には国債発行額は再

表4 発行根拠別国債発行額の推移 — 収入金ベース —

兆円/%

	発行額計	新規財源債	新規国債			年金特例公債	復興債	財投債	借換債
			建設国債	特例国債					
2007	141.3	42.1	25.4	6.0	19.3	—	—	16.8	99.2(70.2)
2008	135.7	41.8	33.2	7.0	26.2	—	—	8.6	93.9(69.2)
2009	151.8	61.3	52.0	15.0	36.9	—	—	9.4	90.5(59.6)
2010	151.5	50.7	42.3	7.6	34.7	—	—	8.4	100.8(66.5)
2011	176.2	67.2	42.8	8.4	34.4	—	11.3	13.1	109.0(61.9)
2012	177.5	66.5	47.5	11.4	36.0	2.6	2.3	14.2	111.0(62.5)
2013	164.3	54.1	40.9	7.0	33.9	2.6	—	10.7	110.2(67.0)
2014	172.0	52.6	38.5	6.6	31.9	—	0.1	14.0	119.4(69.4)
2015	166.7	52.3	36.4	6.5	29.9	—	1.9	14.0	114.4(68.6)
2016	162.2	53.1	34.4	6.1	28.4	—	2.2	16.5	109.1(67.3)

(注) 1. 2014年度までは実績、2015年度は補正後、2016年度は当初予算。

2. () 内は発行総額に対する借換債の比率。

(出所) 参議院予算委員会調査室 [2016]。

表5 普通国債及び財投債の増減 — 額面ベース —

兆円

	年度首現在額	発行額	償還額	償還額		年度末現在額
				満期償還	買入消却等	
2007	670.6	136.5	126.0	123.0	3.0	681.2
2008	681.2	123.9	128.1	117.8	10.4	677.0
2009	677.0	156.0	116.7	111.0	5.7	716.2
2010	716.2	160.4	122.1	118.2	3.9	754.5
2011	754.5	167.3	141.0	136.1	4.9	780.8
2012	780.8	175.0	141.5	136.9	4.5	814.3
2013	814.3	180.2	146.4	141.6	4.8	848.1
2014	848.1	176.1	151.2	147.3	3.8	873.1

(出所) 財務省理財局「国債統計年報」各年度版。

び急増し、償還額を39.3兆円も上回り、その分だけ年度末現在額は前年度末比で増加した。国債発行額と償還額の差は、新規国債が減額に転じた2014年度にも33.8兆円にのぼり、2014年度には縮小したものの、なお24.9兆円と巨額である。

2007年度以降の年度末の国債発行残高（額面ベース）を示した表6によると、2009年度に700億円台、2012年度800億円台、2015年度（補正後）900億円台と増加の一途をたどり、2016年度当初見込みでは931.6億円にのぼっている。2007～2016年度（当初見込み）に国債残高は250.4兆円増加したが、内訳では財投債が46.0兆円減少する一方で、特例公債が246.5兆円、建設公債が38.0兆円増加している。大量に発行されてきた特例公債への「60年償還ルール」の適用は、一般会計「国債費」の膨張を抑え、予算編成難の回避に寄与する一方、公債残高の累増という副作用をもたらしている。

③ 高水準で上昇を続ける日本の中央・地方債務残高比率（対GDP比）

2007年以降の主要国における中央・地方（一般政府）の財政収支差額の対GDP比の推移を示すと、図1の通りである。財政収入からは公債収入が除かれている。財政支出からは公債費のうち償還費は除かれているが、利払費は含まれている。財政収支から利払費を除くとプライマリー・バランス（PB・基礎的財政収支）になる。

リーマン・ショック後の世界同時不況の影響で、

2009年に各国とも赤字比率を大幅に高めている。赤字比率が最も高いのはアメリカで13.7%に達しており、イギリスが10.8%でこれに次ぐ。日本は8.9%で3番目の高さを示し、フランスが7.2%で4位であった。2013年までにアメリカ、イギリスおよびフランスでは赤字比率を急速に低下させたのに対して、日本では1ポイントしか低下しなかったのが7.9%で首座を占めるようになった。

その後2016年にかけては、日本における赤字比率の低下が3ポイントと最大であり、2016年には4.9%で依然として首座を占めているものの、アメリカ（4.5%）やフランス（3.4%）との差は目立たなくなっている。日本においては、①超低金利により対GDP比の利払費の上昇が抑えられた、②円安により輸出依存度が高い大企業の円ベースの売り上げと法人所得の急増により法人税収が順調に拡大するようになった、③税率引き上げにより消費税収入が急増したといった要因が作用して、財政収支は改善に向かったのである。

2007年以降の主要先進国における中央・地方債務残高の対GDP比の推移を示した図2によると、2009年における財政収支差額の赤字比率の大幅な上昇が影響して、各国とも2009年から2012年にかけて債務残高対GDP比が上昇している。その後、日本とイタリアを除く主要先進国では、2012年頃には頭打ちになった。100%を超えて欧米主要先進国で突出して高いイタリアでは2014年に160%水準に近づいた後、横ばいに転じている。これに対して日本では2002年に150%を超え、2011年に

表6 国債発行残高の推移 — 年度末、額面ベース —

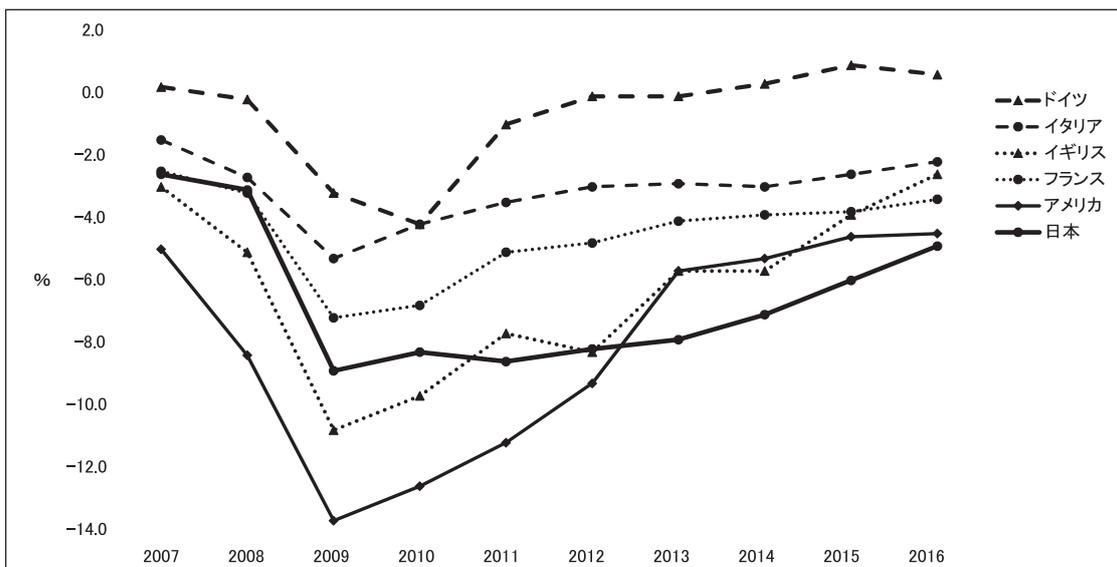
兆円

	国債残高計	普通国債計	普通国債計				財投債
			建設国債	特例国債	年金特例国債	復興債	
2007	681.2	541.5	236.9	304.5	—	—	139.8
2008	677.0	545.9	224.9	321.0	—	—	131.1
2009	716.2	594.0	238.3	355.6	—	—	122.2
2010	754.5	636.3	246.3	390.0	—	—	118.2
2011	780.8	669.9	248.3	410.9	—	10.7	110.9
2012	814.3	705.0	249.9	442.2	2.6	10.3	109.3
2013	848.1	743.9	258.0	471.6	5.2	9.0	104.2
2014	873.1	774.1	260.1	500.8	4.9	8.3	99.0
2015	908.9	812.1	270.3	529.3	4.6	7.8	96.8
2016	931.6	837.8	274.9	551.0	4.4	7.6	93.8

(注) 2014年度までは実績、2015年度は補正後見込み、2016年度は当初見込み。

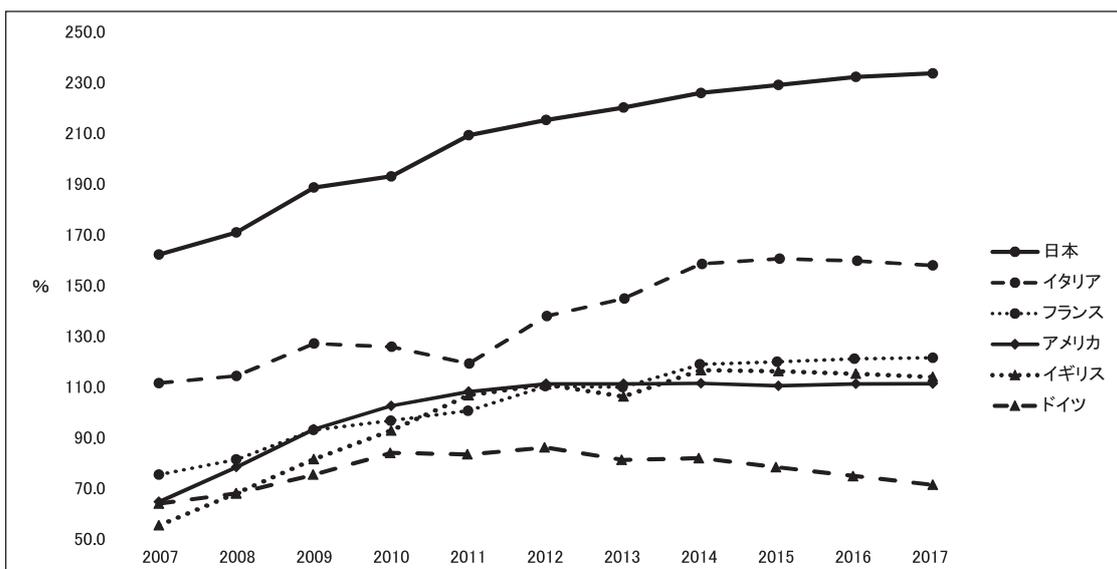
(出所) 2016年度予算関連資料（財務省理財局「国債関連」）2015年12月。

図1 主要国における一般政府財政収支差額の対GDP比



(出所) OECD, *Economic Outlook 98*, November 2015.

図2 主要国における一般政府債務残高の対GDP比



(出所) OECD, *Economic Outlook 98*, November 2015.

200%を超えた後、財政収支が急速な改善を示した2014～2016年にも上昇を続け、2016年には230%を超えるという見通しになっている。

主要先進国の中で財政収支の改善が最も進んだのはドイツであり、2011年から急速に財政収支を改善し、2014年からは中央・地方の財政収支が主要先進国で唯一黒字に転じている⁽⁷⁾。PBは2009年には早くも対GDP比1%の黒字となっている⁽⁸⁾。それにもかかわらず債務残高対GDP比は2012年の86.3%まで上昇を続け、2016年までに低下が見

込まれているのは約10ポイントにすぎない。

後述する通り、日本の財政健全化ではPBの均衡により債務残高対GDP比の上昇に歯止めをかけることを目標とし、その後は引き下げを目指すとしている。ドイツの例からみると、PBが均衡化したとしても、230%を超える債務残高対GDP比をリーマン・ショック以前の160%台（債務残高上位2位のイタリアの2016年の水準）に引き下げるのは容易なことではない。

(3) 財政健全化政策

① 基礎的財政収支の均衡が目標

2001年4月に発足した小泉政権下で6月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（以下、「基本方針」）では、財政健全化の当面の目標として2002年度予算で国債発行額を30兆円以下に引き下げ、次にPBの黒字化を目指すとした⁹⁾。

PBとは、その年度に必要とされる政策的経費（歳出総額マイナス国債費、PB対象経費）が、その年度の税収と税外収入（歳入総額マイナス公債金）でどの程度賅うことができているかを示す指標である¹⁰⁾。PBが均衡していれば、その年度のPB対象経費を公債金収入に頼ることなく、税収・税外収入で賅うことができている。PBが均衡していても、利払費相当分だけ債務残高は増加する。従って債務残高を増加させないためには、利払費も歳出に含めた国民経済計算ベースの財政収支を均衡化させる必要がある。PBが均衡化している状態では、債務残高は利払費（債務残高×名目長期金利）だけ増加する。従って債務残高対GDPの変動率は名目長期金利と名目成長率の水準に依存して変動することになり、名目長期金利と名目成長率が一致している場合には一定となる。名目長期金利が名目成長率を上回っているケースで債務残高対GDP比を安定的に低下させるには、一定水準以上のPB黒字を達成する必要がある。

2002年度当初予算で国債発行額30兆円（補正後・決算では未達）を達成した後、2003年1月に閣議決定された「改革と展望——2002年度改定」においては、2010年代初頭においてPBの黒字化を目指すとして財政健全化目標をより具体化した。輸出主導型景気上昇と税収の増加を背景に、小泉政権で最後となる「骨太の方針」（2006年7月閣議決定）では、PB黒字化の達成年度を2011年度と具体化した。この財政健全化目標は、第1次安倍政権、福田政権と引き継がれた。

ここでのPBは国民経済計算（SNA）ベースの国・地方のPBである。国（中央政府）には一般会計だけではなく、特別会計の一部と独立行政

法人の一部が含まれる。SNAベースのPBは、財政収支（純貸出－黒字－または純借入－赤字－）マイナス純利払い（利払いマイナス利子受け取り）として算出される。国の一般会計ベースのPB（基礎的財政収支）は公債金を除く歳入マイナス基礎的財政収支対象経費（PB対象経費）である。PB対象経費は、一般会計歳出から国債費及び決算不足補てん繰戻（2010年度7,182億円）を控除した金額である。

リーマン・ショック後の世界同時不況の影響による財政収支の大幅な悪化により、PB黒字化を2011年度に達成することは不可能になった。麻生政権下でまとめられた「基本方針2009」においては、5年以内のPB赤字比率（対GDP比）の半減、10年以内のPB黒字化の確実な達成と達成年度を先送りした。

民主党政権発足（2009年9月）によっても、それまでの財政健全化目標に関して大きな変化はみられなかった。2010年6月に財政運営戦略として閣議決定された財政健全化目標では、①2015年度までにPB赤字比率（対GDP比）を2010年度比で半減させる、②2020年度にPBを黒字化する、③2021年度以降に対GDP比政府債務残高を低下させるとした。

第2次安倍政権成立以降も財政健全化目標は変わっていない。2015年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」では、2015年度には国・地方のPB赤字比率は3.3%と2010年度（6.6%）比で半減する見込みであることを背景に、2020年度までにPBを黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的引き下げという財政健全化目標を堅持し、2016～2018年度を集中改革期間として位置づけた。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度のPB赤字比率について1%程度という新たな中間目標を設定した。

② 2015年度の財政健全化の中間目標は達成の見込み

2010年度以降のSNAベースの国・地方のPBの推移を示すと表7の通りである。参考までに国の一般会計ベースのPBも掲げている。

2010年度のPBは、地方では0.3兆円の黒字、国では31.9兆円の赤字、国・地方では31.7兆円の赤字で、対GDP比は6.6%の赤字であった。国の一般会計ベースのPBは22.7兆円の赤字で、SNAベースの国（中央政府）のPBの赤字と比較すると、約7割の規模であった。

国のPB赤字は2013年度には30.3兆円と2010年度比でほとんど減っていないが、2014年度に21.5兆円に大幅に縮小し、国・地方では20.0兆円に縮小している。2015年度には国のPB赤字が20.4兆円へ小幅な減少を示し、地方のPB黒字が拡大したことにより、国・地方のPB赤字は16.6兆円に縮小し、対GDP比は3.3%と2010年度から半減すると見込まれており、財政健全化の中間目標は達成されたとみられる。

小泉政権が発足し、PBの黒字化を目標とした財政健全化が最優先政策となって以降、大半の年度においてPB対象経費は厳しく抑制され、国の一般会計の基礎的財政収支の動向は主に税収によって規定されてきた。例外的にPB対象経費（決算ベース）が対前年度比で25.9%と著しく高い伸びを示したのは民主党政権下の2009年度であり、「子ども手当」の創設により社会保障関係費が6.2兆円増（27.3%増）と大幅に増加したことが影響している。2011年度の伸び率も8.0%と比

較的高いが、「一括交付金」の導入により、「その他の事項経費」が2.0兆円増（27.8%増）と大幅に増加したことによる。

リーマン・ショック後の世界同時不況の影響で停滞していた所得税と法人税は、2013年度決算では、対前年度比で11.0%、7.5%の高い伸びを示し、SNAベースでは横ばいであったPB赤字を国の一般会計ベースでは6.9兆円も縮小するのに寄与した（表8参照）。2014年度にはこれに税率引き上げ（国・地方、2014年4月以降8%）による消費税（決算ベース）の対前年度比5.2兆円増（48.0%増）が加わり、税収は7.0兆円増（14.9%増）と大幅な伸びを示した。2015年度補正後では、対前年度補正後比の伸び率が所得税と法人税で11%台に高まるとともに、消費税でも11%台と高く、税収は2.5兆円増（9.1%増）と高い伸びを示した。

「社会保障・税の一体改革」において消費税増税分は制度上全て社会保障財源化（社会保障4経費に充当）された。しかし2014年度予算～2016年度予算における消費税増収額（8.2兆円）のうち、「社会保障の充実」に充てられたのは1.35兆円（うち子ども・子育て支援816億円）、16%にすぎない。4割以上は財政再建のための国債減額に充当されている。

景気回復に伴う所得税・法人税の増収と消費税増税と増収分の財政健全化への優先的配分により、国の一般会計ベースのPB赤字は対前年度比で2014年度決算3.3兆円、2015年度補正後2.8兆円も縮小した。2015年度補正後の基礎的財政収支の

表7 国及び地方のPB — 国民経済計算ベース —

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
		実績					推計値	
実数	国・地方のPB	-31.7	-29.9	-26.2	-27.8	-20.0	-16.6	-15.0 [-16.0]
	国のPB	-31.9	-32.8	-28.8	-30.3	-21.5	-20.4	-17.8 [-18.7]
	地方のPB	0.3	2.9	2.6	2.5	1.5	3.8	2.8 [2.7]
	(参考)国の一般会計のPB	-22.8	-23.2	-26.5	-19.6	-16.3	-13.5	-10.9
対GDP比	国・地方のPB	-6.6	-6.3	-5.5	-5.7	-4.1	-3.3	-2.9 [-3.1]
	国のPB	-6.7	-6.9	-6.1	-6.3	-4.4	-4.1	-3.4 [-3.6]
	地方のPB	0.1	0.6	0.5	0.5	0.3	0.8	0.5 [0.5]

(注) 1. [] 内は、復興対策の経費及び財源の金額を含んだベース。

2. 国の一般会計のPBについては、2014年度までは決算、2015年度は補正後、2016年度は当初予算。

(出所) 参議院予算委員会調査室 [2015、2016] (原資料は内閣府「参議院予算委員会提出資料」)。

表8 国の一般会計の歳出・歳入と基礎的財政収支

億円／%

	歳出総額	基礎的財政収支対象経費					地方交付税交付金等	国債費
		社会保障関係費	公共事業関係費	防衛関係費				
2010 (決算)	953,123	750,503	282,489	58,028	46,696	187,903	195,439	
2011 (決算)	1,007,154	810,877	297,777	59,148	48,181	194,507	196,277	
	(5.7)	(8.0)	(5.4)	(1.9)	(3.2)	(3.5)	(0.4)	
2012 (決算)	970,842	760,765	291,976	57,760	47,615	168,847	210,107	
	(-3.6)	(-6.2)	(-1.9)	(-2.3)	(-1.2)	(-13.2)	(7.0)	
2013 (決算)	1,001,889	788,954	292,320	79,752	47,923	175,535	212,935	
	(3.2)	(3.7)	(0.1)	(38.1)	(0.6)	(4.0)	(1.3)	
2014 (決算)	988,135	766,278	301,709	73,208	50,628	170,963	221,857	
	(-1.4)	(-2.9)	(3.2)	(-8.2)	(5.6)	(-2.6)	(4.2)	
2015 (補正後)	996,633	767,563	315,297	65,470	51,719	168,008	234,507	
	(0.7)	(0.3)	(5.4)	(2.2)	(1.6)	(-1.7)	(1.8)	
2016 (当初)	967,218	731,097	319,738	59,737	50,541	152,811	236,121	
	(0.4)	(0.3)	(1.4)	0.0	(1.5)	(-1.6)	(0.7)	

	歳入総額	租税及印紙収入				公債金	基礎的財政収支
		所得税	法人税	消費税			
2010 (決算)	1,005,346	414,868	129,844	89,677	100,333	423,030	-227,591
2011 (決算)	1,099,795	428,326	134,762	93,514	101,946	540,480	-231,703
	(9.4)	(3.2)	(3.8)	(4.3)	(1.6)	(27.8)	
2012 (決算)	1,077,620	439,314	139,925	97,583	103,504	500,492	-264,543
	(-2.0)	(2.6)	(3.8)	(4.4)	(1.5)	(-7.4)	
2013 (決算)	1,060,447	469,529	155,308	104,937	108,293	434,545	-195,575
	(-1.6)	(6.9)	(11.0)	(7.5)	(4.6)	(-13.2)	
2014 (決算)	1,046,791	539,707	167,902	110,316	160,290	384,929	-163,072
	(-1.3)	(14.9)	(8.1)	(5.1)	(48.0)	(-11.4)	
2015 (補正後)	996,633	564,240	175,090	117,410	171,120	364,183	-135,113
	(0.7)	(9.1)	(11.2)	(11.7)	(11.6)	(-10.1)	
2016 (当初)	967,218	576,040	179,750	122,330	171,850	344,320	-109,188
	(0.4)	(5.6)	(9.3)	(11.3)	(0.4)	(-6.6)	

(注) 2014年度までの()内は前年度決算比増減率。2015年度の()内は前年度補正後比、2016年度の()内は前年度当初比。

(出所) 参議院予算委員会調査室 [2015、2016]。

赤字は13.5兆円でピークの2012年度から半減し、2010年度比で6割弱となっている。国の一般会計におけるPB赤字の大幅な縮減は、SNAベースのPBを指標とした財政健全化の中間目標の達成に大きく寄与している。

③ 困難な財政健全化最終目標の達成

2015年度には財政健全化の中間目標は達成されたと見込まれるが、2020年度におけるPBの黒字化という最終目標は達成可能なのだろうか。PBの将来推計は、財務省による国の一般会計ベースのPBと内閣府によるSNAベースの国・地方のPBがある。

財務省は、2016年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計により、国の一般会計ベースのPBを推計している。ただし「社会保障と税の一体改革」による消費増税分の一部を充当する「社会保障の充実等」は織り込んでいる。税収の推計は、2017年4月1日からの消費税率(国・地方)の10%への引き上げと軽減税率の導入を前提にしている。

名目経済成長率3.0%と1.5%の2つのケースについて推計している。名目成長率3.0%のケースでは、国の一般会計のPBは2015年度当初予算の13.4兆円から2020年度には5.8兆円に縮小する(表9参照)。名目経済成長率3.0%は楽観的す

ぎる経済見通しである。リーマン・ショック後の世界同時不況の影響で、2008～2012年度にはおおむねマイナス成長またはゼロ成長であった。2013～15年度当初予算編成の前提となる政府経済見通しでは、2.7～3.3%と3%前後の名目成長率見通しを立てたが、実績は2013年度1.7%、2014年度1.5%、2015年度（見込み）2.7%にとどまっている。名目成長率1.5%のケースは実現可能性が高いが、PB赤字は2020年度に8.4兆円となり、2015年度比で5.0兆円しか縮小しない。

内閣府が2016年1月21日の経済財政諮問会議に提出した「中長期の経済財政に関する試算」は、経済再生ケースとベースラインケースに区分して試算している（表10参照）。

経済再生ケースは、日本経済再生に向けた経済財政政策の効果が着実に発現し、中長期的に経済成長率は実質2%以上、名目3%以上となり、消費者物価上昇率（消費税率引き上げの影響は除く）は2%近傍で安定的に推移すると前提している。復興・復旧対策の経費及び財源を除いたベースで

表9 財務省「平成28年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」（2016年1月）

[試算－1 名目経済成長率3.0%ケース]

兆円/％

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
国債費	23.5	23.6	25.1	26.4	28.0	29.8	31.5
うち利払費	10.1	9.9	10.7	11.9	13.2	14.0	16.0
基礎的財政収支対象経費 ①	72.9	73.4	75.8	77.8	78.7	80.3	82.0
		(-2.4)	(+8.2)	(+11.9)	(+10.7)	(+11.0)	(+9.1)
歳出計	96.3	96.7	100.8	104.2	106.6	110.1	113.5
		(+0.3)	(+3.6)	(+2.7)	(+1.1)	(+2.1)	(+2.1)
税収	54.5	57.6	62.6	65.1	67.2	69.5	71.7
税外収入等	5.0	4.7	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5
歳入計（公債金を除く） ②	59.5	62.3	67.1	69.7	71.8	74.0	76.3
基礎的財政収支 ②-①	-13.4	-10.8	-8.3	-7.7	-6.5	-5.8	-5.2

[試算－2 名目経済成長率1.5%ケース]

兆円/％

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
国債費	23.5	23.6	25.0	26.2	27.6	29.0	30.3
うち利払費	10.1	9.9	10.6	11.8	12.9	14.0	14.8
基礎的財政収支対象経費 ①	72.9	73.1	75.4	76.9	77.3	78.5	79.7
		(-2.4)	(+7.9)	(+10.9)	(+8.9)	(+8.6)	(+6.2)
歳出計	96.3	96.7	100.4	103.2	104.9	107.5	110.0
		(+0.3)	(+3.1)	(+2.1)	(+0.4)	(+1.5)	(+1.6)
税収	54.5	57.6	61.6	63.0	64.0	65.1	66.2
税外収入等	5.0	4.7	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5
歳入計（公債金を除く） ②	59.5	62.3	66.1	67.6	68.6	69.7	70.7
基礎的財政収支 ②-①	-13.4	-10.8	-8.9	-8.9	-8.3	-8.4	-8.6

- (注) 1. 2015年度は当初予算額、2016年度は政府予算案、2016～2019年度は2016年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計。2020年度と2021年度は「平成28年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」を基に、一定の前提の下に一般会計の姿を試算した仮定計算例である。社会保障関係費については、毎年度、試算上の自然増約0.8兆円が生じると仮定し、それ以外の経費については一部を除き消費者物価上昇率で延伸。
2. 国債費は、[試算－1]では2016年度は予算における積算金利、2017年度以降は市場に織り込まれた金利の将来予想を加味した金利（10年国債：2016年度1.6%、2017年度1.7%、2018年度1.9%、2019年度2.0%、2020年度2.2%、2021年度2.4%）により積算。[試算－2]では、2016年度予算積算金利1.6%が2021年度まで続くものして積算。
3. 2017年度以降の「基礎的財政収支対象経費」は、2016年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計により算出した歳出額に、「社会保障と税の一体改革」の実施に伴う「社会保障等の充実等」を機械的に加算している。

(出所) 参議院予算委員会調査室 [2016]。

国・地方のPBは、2020年度には6.5兆円（対GDP比1.1%）の赤字となり、財政健全化目標は達成しない。2.6兆円の黒字に転じるのは2024年度であるが、国は8.5兆円の赤字、地方は11.1兆円の黒字であり、地方のPB黒字の大幅な拡大に期待した推計になっている。

ベースラインケースは、経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移、中長期的に経済成長率は実質1%弱、名目1%半ばとなり、消費者物価上昇率（消費税率引き上げの影響は除く）は1.2%近傍で安定的に推移すると前提する。復

興・復旧対策の経費及び財源を除いたベースで国・地方のPBは、2020年度には12.4兆円（対GDP比2.3%）の赤字となり、財政健全化目標からはほど遠い。2024年度では、国・地方のPB赤字は15.0兆円（対GDP比2.6%）と2020年度よりも拡大する。

2つのケースとも2017年4月から消費税率（国・地方）の10%への引き上げと軽減税率の導入を前提にしているが、安倍首相は2016年6月1日、2019年10月に再延期すると表明した。当初の2015年10月から1年半延ばした2014年11月の決定

表10 中長期の経済財政に関する試算 — 内閣府作成、2016年1月21日経済財政諮問会議提出 —

兆円程度／%程度

		2015	2020	2023	2024
経済再生ケース	実質GDP成長率	1.2	2.2	2.4	2.4
	名目GDP成長率	2.7	3.6	3.8	3.8
	消費者物価上昇率	0.4	2.0	2.0	2.0
	名目長期金利	0.3	3.9	4.5	4.6
	国・地方のPB	-16.6 (-3.3)	-6.5 (-1.1)	-0.6 (-0.1)	2.6 (0.4)
	国	-20.4 (-4.1)	-11.8 (-2.0)	-9.4 (-1.4)	-8.5 (-1.2)
	地方	3.8 (0.8)	5.3 (0.9)	8.8 (1.3)	11.1 (1.6)
	国・地方の財政収支	-25.5 (-5.1)	-21.8 (-3.7)	-28.3 (-4.3)	-29.5 (-4.3)
	国	-26.8 (-5.3)	-24.6 (-4.2)	-34.1 (-5.2)	-37.5 (-5.5)
	地方	1.3 (0.2)	2.8 (0.5)	5.8 (0.9)	8.0 (1.2)
	公債等残高	993.5 (197.5)	1,097.8 (185.5)	1,180.6 (178.5)	1,212.6 (176.7)
	国の一般会計のPB	-13.5	-7.0	-4.4	-3.3
	地方普通会計のPB	3.6	5.7	9.3	11.6
ベースラインケース	実質GDP成長率	1.2	0.8	0.8	0.8
	名目GDP成長率	2.7	1.3	1.3	1.3
	消費者物価上昇率	0.4	1.2	1.2	1.2
	名目長期金利	0.3	1.6	2.0	2.0
	国・地方のPB	-16.6 (-3.3)	-12.4 (-2.3)	-14.5 (-2.5)	-15.0 (-2.6)
	国	-20.4 (-4.1)	-14.2 (-2.6)	-15.1 (-2.6)	-15.4 (-2.7)
	地方	3.8 (0.8)	1.8 (3.0)	0.5 (0.1)	0.4 (0.1)
	国・地方の財政収支	-25.5 (-5.1)	-23.2 (-4.2)	-30.8 (-5.4)	-33.6 (-5.8)
	国	-26.8 (-5.3)	-23.1 (-4.2)	-29.0 (-5.1)	-31.4 (-5.4)
	地方	1.3 (0.2)	-0.1 (-0.0)	-1.8 (-0.3)	-2.2 (-0.4)
	公債等残高	993.5 (197.5)	1,099.7 (200.3)	1,182.2 (207.3)	1,215.2 (210.4)
	国の一般会計のPB	-13.5	-10.0	-10.5	-10.8
	地方普通会計のPB	3.6	2.2	1.0	0.8

(注) 1. 国・地方のPBは、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたケース。

2. 国・地方のPB、公債等残高の（ ）内は対名目GDP比。

(出所) 参議院予算委員会調査室 [2016]。

に次いで2回目である。伊勢志摩で開催されたサミットにおいて財政出動で参加国の合意を得ようとして失敗、国際公約を理由にできないにもかかわらず、アベノミクスの破綻を認めずに、世界経済の下振れリスクに備えると外的要因に転嫁している。2020年度までのPBの黒字化という財政健全化目標は堅持するとしているが、上述した通り、楽観的な経済見通しに立ち、消費税率（国・地方）の10%への引き上げを実施したとしても、国・地方のPB黒字化という財政健全化目標の達成は困難な試算になっている。

内閣府が2016年7月26日の経済財政諮問会議に提出した「中長期の経済財政に関する試算」は、消費税率（国・地方）の10%への引き上げ時期が2019年10月に繰り延べられることを前提としている。経済再生ケースとベースラインケースの想定は同年1月21日に提出した中長期試算と同様である。

楽観的な経済見通しに立つ経済再生ケースをみると、2018年度の国・地方のPB赤字比率は1.9%で中間目標は達成されない（表11参照）。2020年度の国・地方のPB赤字は5.5兆円で最終

表11 中長期の経済財政に関する試算 — 内閣府作成、2016年7月26日経済財政諮問会議提出 —

兆円程度/%程度

		2015	2018	2020	2023	2024
経済再生ケース	実質GDP成長率	0.8	1.9	2.1	2.4	2.4
	名目GDP成長率	2.2	3.3	3.9	3.8	3.8
	消費者物価上昇率	0.2	2.5	2.5	2.0	2.0
	名目長期金利	0.3	3.4	3.4	4.2	4.4
	国・地方のPB	-15.8 (-3.2)	-10.5 (-1.9)	-5.5 (-1.0)	0.6 (0.1)	3.7 (0.6)
	国	-19.5 (-3.9)	-14.7 (-2.7)	-11.4 (-2.0)	-9.1 (-1.4)	-8.3 (-1.2)
	地方	3.8 (0.8)	4.3 (0.8)	5.9 (1.0)	9.8 (1.5)	12.0 (1.8)
	国・地方の財政収支	-24.5 (-4.9)	-19.7 (-3.6)	-18.4 (-3.2)	-22.3 (-3.4)	-22.9 (-3.4)
	国	-25.8 (-5.1)	-21.9 (-4.1)	-22.0 (-3.8)	-29.6 (-4.5)	-32.4 (-4.8)
	地方	1.3 (0.2)	2.2 (0.4)	3.6 (0.6)	7.3 (1.1)	9.6 (1.4)
	公債等残高	993.5 (198.6)	1,051.8 (194.7)	1,088.3 (186.8)	1,152.9 (177.0)	1,177.6 (174.2)
	国の一般会計のPB	-12.1	-10.0	-6.6	-4.0	-3.0
	地方普通会計のPB	3.7	4.7	6.3	10.2	12.4
	ベースラインケース	実質GDP成長率	0.8	1.2	0.8	0.8
名目GDP成長率		2.2	1.7	1.7	1.3	1.3
消費者物価上昇率		0.2	1.2	1.7	1.2	1.2
名目長期金利		0.3	1.1	1.5	1.8	1.9
国・地方のPB		-15.8 (-3.2)	-11.0 (-2.1)	-9.2 (-1.7)	-10.7 (-1.9)	-11.1 (-1.9)
国		-19.5 (-3.9)	-14.8 (-2.8)	-12.9 (-2.3)	-13.7 (-2.4)	-13.9 (-2.4)
地方		3.8 (0.8)	3.8 (0.7)	3.7 (0.7)	3.0 (0.5)	2.7 (0.5)
国・地方の財政収支		-24.5 (-4.9)	-19.4 (-3.7)	-18.6 (-3.4)	-24.1 (-4.2)	-26.2 (-4.5)
国		-25.8 (-5.1)	-21.4 (-4.0)	-20.5 (-3.7)	-25.1 (-4.4)	-26.9 (-4.6)
地方		1.2 (0.2)	1.9 (0.4)	1.9 (0.3)	1.0 (0.2)	0.7 (0.1)
公債等残高		993.5 (198.6)	1,051.9 (197.8)	1,087.3 (197.3)	1,150.2 (200.6)	1,175.6 (202.3)
国の一般会計のPB		-12.1	-10.5	-8.6	-9.1	-9.3
地方普通会計のPB		3.7	4.4	4.3	3.5	3.4

(注) 1. 国・地方のPBは、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたケース。

2. 国・地方のPB、公債等残高の（ ）内は対名目GDP比。

(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2016年7月26日経済財政諮問会議提出）。

目標も達成されない。ただしP B赤字は1月推計の6.5兆円と比較して1兆円縮小している。1月推計ではP B黒字化は2024年度に達成されるが、7月推計では1年前倒しして2023年度（0.6兆円の黒字）に達成されることになっている。2020～2023年度に国のP B赤字は11.4兆円から9.1兆円へ2.3兆円改善されるにすぎないが、地方のP B黒字は5.9兆円から9.8兆円へ3.9兆円も拡大することになっている。2023年度における国・地方のP B黒字化は財政健全化の主役を地方財政に押し付けた結果であり、恣意性の強い見通しである。

実態に即しているとみられるベースラインケースでは、国・地方のP Bは2018年度には11.0兆円の赤字で、赤字比率は中間目標の2倍の2.1%となる。2020年度には9.2兆円、GDP比1.7%の赤字で、黒字化の最終目標は達成されない。2024年度には11.1兆円、GDP比1.9%の赤字で、黒字化どころか赤字幅縮小の見通しすら立たない。

先述した通り、P Bの支出からは償還金と利払費が除かれているから、黒字化しても利払費が大きければ、償還財源は生み出されない。公債残高を削減してゆく償還金を生み出すためには、支出

に利払費が含まれる財政収支を黒字化する必要がある。

1月推計によると、経済再生ケースにおいて財政収支の赤字は2019年度の20.1兆円（対GDP比3.5%）を底として反転し、2024年度には29.5兆円（対GDP比4.3%）まで拡大する。その結果、公債等残高は2015年度末の993.5兆円から2024年度の1,212.6兆円まで拡大を続ける。ベースラインケースでは、2024年度までに国・地方の財政収支は33.6兆円（対GDP比5.8%）、公債等残高は1,215.2兆円まで拡大を続ける。

7月推計においても、2024年度までに国・地方の財政収支の赤字は、経済再生ケースで22.9兆円、ベースラインケースで26.2兆円まで拡大を続ける。公債残高も2024年度まで経済再生ケースで1,177.6兆円、ベースラインケースで1,175.6兆円まで拡大を続ける。

これまでのような財政健全化政策を継続し、公債金を除く収入でP B対象経費と利払費を賄い、債務償還に充当できるようにするのは不可能に近い。

(4) 税制の抜本的改革による財政収支の改善

① 税制改革の方向性

財政健全化を達成するには、破綻したアベノミクスから国民生活を豊かにする経済を構築するための経済政策への転換が最も重要なフレームワークとなるが、財政政策では税制の財源調達能力と再分配機能の回復・強化が緊急の課題である。

橘木 [2016] は、ピケティが格差是正策として累進的な所得税・資産税を主張しているのに対して、所得税や法人税は直接税なので労働供給・勤労意欲や貯蓄率にマイナス効果を発揮し、経済成長の阻害要因となりかねないとして批判的である⁽⁴⁾。ピケティが提唱する累進資本税（高資産保有者に対する保有税）について、タックス・ヘイブン（無課税地域）があるのですべての国の協調がない限り不可能と思われる、また資産額の把握は容易ではないとして消極的姿勢をみせている。

一方、消費税は間接税なので資源配分に対して中立的であり、日本は税収に占める間接税の比率が伝統的に低かったので経済成長にマイナス効果があったかもしれない。消費税率アップによって間接税比率を高めることは、成長へのマイナス効果を弱めて成長の手助けになるとみている。

こうした橘木 [2016] の税制改革論は、日本の実態を踏まえない「供給サイド」を重視する教科書的な論述である。日本経済の長期停滞は、労働供給・勤労意欲や貯蓄率の低下という供給サイドに主因があるのではない。正規雇用の賃金の伸び悩みと低賃金の非正規雇用の拡大により総労働報酬が低下を続け、内需の中心を占める個人消費が抑制されるという需要サイドに主因があるのである。従って1990年代以降の所得税率のフラット化、法人法定税率の引き下げ、消費税の導入と増税は

租税体系における間接税比率の引き上げをもたらしたが、成長促進機能を発揮することなく、むしろ経済の長期停滞を加速化したのである。投資機会が不足しているために、法人法定税率の引き下げは投資拡大に結びつくことなく、巨大企業の内部留保の積み増しを結果している。

財政健全化の達成と超高齢化に対応した経費の財源確保を両立させるには、長期的には消費税率のヨーロッパ水準への引き上げと給付つき税額控除の導入を伴う中堅所得層の所得税負担の引き上げは避けられない。ただしこうした税制改革が多くの国民に受け入れられる条件の整備として、労働報酬の引き上げに寄与する労働法制の規制強化と租税負担の「公平性」の確保が必須である。租税負担の公平化では、一般に高所得者と中低所得者の間の負担関係が問題とされるが、現在の日本においては低い労働報酬と税負担により内部留保を積み増している巨大企業と労働報酬が低下しつつある低中所得者の間のバランスが最も重要な課題であることを認識する必要がある。

② 法人税の「課税ベース」拡大

日本の法人税率は国際的にみて高いといわれるが法定税率のみをみた評価であり、優遇措置により課税ベースが大幅に縮小されているので、本来の法人所得を分母として算出した負担率はそれほど高いわけではない。富岡 [2014] では、税法上の法人所得に本法および租税特別措置で非課税とされている項目を加算した推定企業利潤相当額を分母とし、法人税を分子として、平均実効負担率を算出している（表12参照）。法定税率25.5%

（中小企業に対する軽減税率15%）に対して、平均実効負担率は外国税額を除くケースで15.47%、外国税額を含むケースで16.59%にとどまっている。資本金100億円以上の巨大企業の平均実効負担率は外国税額を含むケースで11.54%と法定税率の1/2に満たない。

巨大企業の法人税平均実効税率を大幅に軽減しているのは課税ベースを縮小する制度であり、特に「受取配当益金不算入制度」が重要な役割を果たしている。子会社や関係会社の株式等に係る受取配当については、100%の「法人間配当無税」が認められており、それ以外の会社の配当については50%が、一定の要件を満たす海外の子会社については95%が益金不算入となっている。富岡 [2014] によると、2003～2011年度の受取配当金の累計は65兆5,495億円（資本金100億円以上の巨大企業分57兆7,418億円）、うち無税配当額は48兆979億円（同、42兆4,538億円）で無税割合は73.4%（同、73.5%）に達する。同期間の法人税収（99兆1,799億円）に対する比率でみると48.4%もの大きな規模の受取配当が益金不算入となっており、その効果の大半は資本金100億円以上の巨大企業が享受している。

2007年度に受取配当額は11兆5,975億円、無税配当額は8兆3,074億円でピークに達したが、リーマン・ショック後の世界同時不況の下で減少に転じ、2009年度に底を打った。2011年度には受取配当額は6兆8,340億円、無税配当額は6兆1,169億円まで回復している。巨大企業の受取配当額は景気動向の影響を受けて変動的であるが、経常利益の中で営業利益のウエイトは低下し、受

表12 資本金階級別法人税平均実効負担率（2012年度分）

百万円/%

資本金階級別 区分	申告所得 金額	推定企業 利益相当額	外国税額を除く		外国税額を含む	
			法人税相当額	法人税平均 実効負担率	法人税相当額	法人税平均 実効負担率
1,000万円以下	5,074,878	5,514,267	1,111,506	20.15	1,112,502	20.17
5,000万円以下	4,413,957	4,742,133	1,089,445	22.97	1,091,706	23.02
1億円以下	2,934,596	3,162,636	741,889	23.45	747,179	23.62
5億円以下	3,215,947	3,398,693	859,707	25.29	864,827	25.44
10億円以下	1,302,659	1,435,122	331,735	23.11	333,376	23.22
100億円以下	5,911,370	6,747,343	1,237,794	18.34	1,311,326	19.43
100億円超	17,910,151	25,942,944	2,511,071	9.67	2,995,497	11.54
合計	40,763,558	50,943,138	7,883,147	15.47	8,456,413	16.59

（出所）富岡 [2014] 90頁。

取配当金を中心に営業外利益のウエイトが高まっており、受取配当益金不算入制度は平均実効負担率を低下させる効果を発揮している。

法人の受取配当益金不算入は、法人税は個人株主に帰着するとする「法人擬制説」に立つシャウブ勧告に基づく税制改革で導入された制度であり、さらに法人の受取配当に課税することはその法人の個人株主に重課することになるとした。富岡 [2014] では、今では大企業の利益は個人株主に帰着していないのであるから、この制度を適用する根拠は失われているとしている¹⁰⁾。

財務省の推計によると、2012年度における課税ベース縮小措置の法人税収入への影響は、欠損金の繰越控除が2.3兆円で最大であり、受取配当益金不算入（外国子会社配当益金不算入を含む）が2.0兆円でこれに次ぐ¹¹⁾。租税特別措置1.0兆円、その他0.6兆円を合わせると6兆円程度の減収となっており、法人税（所得税・外国税額控除前）10.4兆円は本来の課税ベースに対する税の2/3を捕捉しているにすぎない。課税ベースの拡大により6兆円程度の増収効果が得られる。

③ 所得税の累進性回復および「富裕税」の導入

国税庁編『税務統計からみた申告所得税の実態』により、申告所得者の所得構造を分析した関野 [2015] によると、2012年についてみれば、所得70万円未満層の負担率0.5%から5,000万円前後層の負担率26~27%まで全体としては累進的負担構造が確認できるが、所得1億円以上の超高所得層では負担率は一貫して低下し、100億円超層では14.7%という低さ（1,200~1,500万円層の15.5%

よりもやや低い）になっている¹²⁾。その理由は、超高所得層の所得の大半は累進課税（5~40%）が適用されず、低率の分離課税が適用される株式等譲渡所得、配当所得、不動産譲渡所得から構成されているからである。

所得税の公平性を確保しつつ、税収調達力を回復させ、財政健全化を進めるには、所得税の総合課税化と最高税率引き上げが必要である。醍醐 [2012] では、所得税を総合課税化し、法定税率をほぼ消費税導入前の水準に戻す（所得控除前所得700万円以上について25%~70%に引き上げ）増収案を提起し、増収額を推計している。1.9兆円強の増収となるが、増収の中心は納税者の層が厚い1,500万円~1億円層が1.2兆円強で63%を占める（表13参照）。1億円超は0.6兆円の増収で全体の29.2%を占める¹³⁾。

所得税の限界税率を高くしすぎると超高所得層の租税回避行動により、十分な税収を確保できない可能性もある。そこで補完的に「純資産税（富裕税）」を導入することも必要である。

野村総合研究所は国税統計、全国消費実態調査等の政府統計と独自の「NR I 1万人アンケート調査（金融編）」、「NR I 富裕層アンケート調査」等により、純金融資産保有額の階層別世帯数と各層の保有資産規模を推計している（表14参照）。2014年調査によると、2013年における全5,250万世帯の純金融資産総額1,286兆円のうち、純金融資産5億円超の「超富裕層」は5.4万世帯（全体の0.10%）で73兆円（全体の5.9%）の純金融資産を保有している。関野 [2016] では、野村総研の推計に基づき「超富裕層」に対して税率

表13 所得税増税醍醐私案による増収額の試算

合計所得（所得控除前所得）階級	適用税率（%）	概算増収額（億円）	合計所得（所得控除前所得）階級	適用税率（%）	概算増収額（億円）
700万円～ 800万円	25	57	1億円～ 2億円	70	1,956
800万円～1,000万円	25	222	2億円～ 5億円	70	1,635
1,000万円～1,200万円	35	518	5億円～ 10億円	70	730
1,200万円～1,500万円	45	945	10億円～ 20億円	70	541
1,500万円～2,000万円	55	3,530	20億円～ 50億円	70	556
2,000万円～3,000万円	55	2,639	50億円～100億円	70	155
3,000万円～5,000万円	55	3,005	100億円以上	70	106
5,000万円～ 1億円	60	3,000	計		1兆9,481

（出所）醍醐 [2012]。

表14 純金融資産保有額の階層別に応じた世帯数と各層の保有資産規模の推移

	階層区分	階層区分の基準	2000	2007	2009	2011	2013
世帯数 (万世帯)	超富裕層	5億円以上	6.6	6.1	5.0	5.0	5.4
	富裕層	1億円以上 5億円未満	76.9	84.2	79.5	76.0	95.3
	準富裕層	5,000万円以上 1億円未満	256.0	271.1	269.8	268.7	315.2
	アップーマス層	3,000万円以上5,000万円未満	575.1	659.8	639.2	638.4	651.7
	マス層 計	3,000万円未満	3,760.5 4,675.1	3,940.0 4,961.2	4,015.8 5,009.3	4,048.2 5,036.3	4,182.7 5,250.3
金融資産 (兆円)	超富裕層	5億円以上	43	65	45	44	73
	富裕層	1億円以上 5億円未満	128	189	150	144	168
	準富裕層	5,000万円以上 1億円未満	166	195	181	196	242
	アップーマス層	3,000万円以上5,000万円未満	201	254	225	254	264
	マス層 計	3,000万円未満	503 1,041	470 1,173	480 1,081	500 1,138	539 1,286

(出所) 野村総合研究所「日本の富裕層は101万世帯、純金融資産残高は241兆円」『野村総研ニュースリリース』2014年11月18日。

0.5%で「富裕税」を課すと3,500億円の税収になるとしている⁽⁶⁾。「超富裕層」に準じる金融純資産1億円超～5億円未満の「富裕層」も課税対象とすると、税収は1.3兆円になる。この推計は金融資産のみを対象とした富裕税を想定しているが、日本の富裕層は高額不動産を保有している点に特徴がある。一定価額以上の不動産に富裕税を課せば、増収効果は高まる（一定価額以上の土地については、1992年に国税の「地価税」が導入されたが、1998年度改正により、「当分の間」課税停止）。

④ 大企業の内部留保課税

資本金10億円以上の大企業（金融・保険業を除く）の狭義の内部留保としての利益剰余金は、2009年度の135.9兆円から2014年度の170.5兆円へ34.6兆円増加している⁽⁷⁾。資本剰余金（96.8兆円）、負債性引当金（32.2兆円）を合わせた広義の内部留保は、ほぼ300兆円に達している。

内部留保が増えても、それが新たな投資に使われ、事業規模や雇用の拡大に繋がるとというのがアベノミクスのトリクルダウンの考え方であるが、2000年代後半に有形固定資産は減少を続け、現

金・預金や有価証券などの金融資産が増えている。日本の上場企業の現預金比率（現預金・総資産比率）は2000年代から2013年度にかけて上昇し、2013年度についてみると欧米の上場企業に対して2%程度高い水準になっている⁽⁸⁾。垣内 [2015] では、現金・預金を中心とする手元資金のうち、売上高比で1960～2000年度（バブル期の4年間を除く）の平均値を超える部分を「余剰資金」とし、2014年度には26.5兆円に達していると推計している⁽⁹⁾。

アベノミクスがトリクルダウンの効果を発揮することなく、法人税減税の恩恵が大企業における膨大な「余剰資金」を結果していることに着目して、資本金1億円以上の大企業の広義の内部留保を課税ベースとして、税率1.5%の課税を行う。2014年度ベースで税収は4.5兆円程度となり、上記の「余剰資金」の17%程度が国庫に吸収されることになる。大企業が投資や雇用を拡大すれば、「余剰資金」は縮小し税収は減少するが、所得税など別の税目の税収増加につながり、内部留保課税は経済効果を発揮したことになる。課税ベースの拡大と合わせると、大企業を中心に法人の負担は10兆円程度増加する。

むすび

特例公債の借換の容認、「60年償還ルール」の適用と超低金利は、一般会計「国債費」の負担を著しく軽減し、国債発行の「歯止め」を取り外すことを

通じて、借換債を中心に公債累増を招いた⁽¹⁰⁾。国債保有構造をみると、国内銀行の国債保有残高とシェアはリーマン・ショック後上昇したが、2013年4月

の「異次元」の量的・質的金融緩和以降都市銀行を中心に急速に縮小している。金利上昇による含み損の発生を未然に回避するため、都市銀行を中心に国内銀行が日銀による国債買いオペに積極的に応じた結果とみられる⁽²⁾。

国債の所有者別現在額（額面ベース）をみると、2012～2015年度に市中金融機関の比率が20.7%から12.3%に低下した半面、日銀の比率が7.8%から32.2%に急上昇している⁽²⁾。国債残高の満期構成の操作を国債管理政策というが、低金利の局面では財政当局は利子最小化を狙いとして長期化を愛好する。代田〔2015Ⅱ〕によると、日本において超長期債（20年債～40年債）の比率が2013年度末には内国債残高の30%を占め、35%を占める利付国庫債券（10年債）にほぼ匹敵する規模に拡大し、国債残高の満期構成における超長期化が進行している⁽³⁾。低利率の超長期国債は価格変動リスクが高いため、民間銀行や生損保は愛好しない。結局、超長期国債も主として日銀の買い切りオペで消化されているという。日銀は国債の量（巨額の国債保有規模）と質（超長期国債の保有）の2面において、借換債を中心とする膨大な低利の国債発行を支えているが、日銀自身は保有国債暴落のリスクを抱え込んでいる。

前掲表10の内閣府による中長期の経済財政に関する試算では、名目長期金利が2015年度の0.3%から2020年度の3.9%へ高まると想定しているが、量的緩和を終了させる「出口戦略」を立て、金利を引き上げてゆくのは困難である。国家財政では、新規財源債と借換債の発行の際に高い金利が適用されるが、時間をかけて公債残高全体が高い金利のものに置き換えられてゆくの、利払費が累積的に増大する。大幅な増税またはPB対象経費の削減を行わなければ、国債費のうち利払費のウエイトはさらに高まり、現金償還による債務残高削減は一層困難になる。

保有する国債の利率と市場金利との間で逆ザヤが発生し、民間金融機関と日銀で多額の含み損が発生する。民間金融機関では含み損が一定基準を上回ると損失へ計上が義務付けられているため、収益は悪化する。日銀の収益が悪化して国庫への納付金が縮小して財政負担に転嫁するとともに、通貨の信任の低下につながる危険性もある。結局、超低金利の公債累増という条件の下で、正常な金利への復帰は八

方ふさがりであり「出口なし」の状態である。「出口戦略」がないまま、日銀は2016年7月29日の金融政策決定会合で追加の金融緩和策を決定した。上場投資信託（ETF）の買い入れ額をこれまでの3兆3,000億円から6兆円にほぼ倍増させる。「通貨の番人」としての中央銀行の独立性を放棄し、政府が決定しようとしている経済対策へ呼応しようとしたものである。日銀による国債買い入れ枠（年80兆円）の上乗せは行われず、金融政策は明らかに手詰まりになっている。

2016年8月2日、自公政権は参議院選挙の勝利を受け、「アベノミクスのエンジンを最大限ふかす」として、28兆1,000億円の事業規模の経済対策を決定した。内訳は中小企業への金融支援10.9兆円、公共事業10.7兆円、保育士や介護職員の待遇改善3.5兆円、熊本地震や東日本大震災の復興支援3兆円となっている。公共事業拡大はアベノミクスの「3本の矢」の第2の矢としての財政出動として実施されたにもかかわらず、建設資材や建設技能者の不足の下で、建築価格の高騰とゼネコンの利益増大をもたらしただけである。

景気浮揚効果は期待できないにもかかわらず、経済対策により国債は増発される。財源面では国の財政負担は6.2兆円、地方の財政負担は1.3兆円で、いわゆる「真水」は7.5兆円であるが、国の財政負担のうち4兆円程度は2016年度第2次補正予算に組み込み、建設公債の発行で財源を手当てする。財政投融资が6兆円を分担するが、国債としての財投債の増発を伴う。アベノミクスの発動から3年半、大企業の内部留保を積み増すだけで、企業の設備投資拡大をバネとする「トリクルダウン」は生み出されず、実質賃金の低下と個人消費の抑制が続いている。安倍政権によって乗っ取られた大手マスコミが、「アベノミクス」の破綻を明示しない中で、「手詰まり」で有効な政策手段が欠如しているにもかかわらず、破綻を糊塗する政策が打ち出され、国債は累増しようとしている。

[注]

- (1) 日本における減債基金制度の歴史については、浅羽 [2013] 49～53頁による。
- (2) 特例公債の借換を巡る政策の変化と特例公債発行の推移については、中島 [2013] で詳細に論じられている。民主党政権下で2010年の参議院選挙後「ねじれ国会」となり、与野党の対立で混乱が生じ予算執行が制約される恐れがあるとして、2012～2015年度の4年間の時限措置として、予算のみをもって特例国債の発行を授権する特例法が定められた。なお政府は5年間（2016～2020年度）延長する予定である。特例公債発行と両院の議決の関連については田中信孝 [2016] による。
- (3) 最近の減債制度に関する研究としては、浅羽 [2013] の他に、岩波 [2015]、代田 [2015 II] がある。
- (4) 決算剰余金（財政法第6条の純剰余金）のうち、純剰余金が発生しなかった2008年度と全額（1兆4,653億円）が一般財源に充当された2010年度を除いて、1/2が公債等償還財源充当額とされ、2007年度3,160億円、2009年度8,123億円、2011年度が国債整理基金特別会計に繰り入れられた。公債等償還財源充当額は2011年度9,895億円、2012年度8,446億円、2013年度7,247億円、2014年度7,904億円となったが、東日本大震災復興特別会計に繰り入れられた。残りの1/2（2010年度は全額）は一般財源充当額とされたが、ここからも2011年度3,434億円、2012年度3,515億円、2013年度1,194億円が復興償還財源として東日本大震災復興特別会計に繰り入れられた。参議院予算委員会調査室 [2016] 95頁による。
- (5) 財務省主計局、平成28年度予算政府案関係資料「我が国の財政事情」、2015年12月、6頁。発行ベースの金利は国債残高ベースの平均金利よりは低いはずであるが、当初予算における想定金利は例えば2010年度に2.0%と実態よりも高く設定されてきた。国債費は補正予算で減額され、経済対策等の財源として利用されてきた（藤井 [2012] 117～120頁）。
- (6) 財務省「債務管理レポート」2015年度版、147頁。
- (7) 田中秀明 [2011] は、日本とドイツOECD諸国の中では予算制度改革に後ろ向きな国の代表であり、ボトムアップ的な予算編成のスタイルは変わっていないとしている（349頁）。同書で、日本とならんで財政再建が困難な国の代表とされたドイツにおいて最も急速に財政収支が改善した主因は、域内に対して為替切り上げのリスクを伴わない共通通貨制度のメリットを享受した輸出主導型成長による増収増である。
- (8) 浅羽 [2013] 141頁。同書では、ドイツの建設公債の原則（2009年の基本法改正で廃止）と公債発行の歴史について詳述している（100～129頁）。
- (9) 財政健全化目標としてのPB黒字化の採用と目標

年度の推移については、浅羽 [2013] 87～91頁による。

- (10) PBの説明は可部 [2014] 33～36頁による。
- (11) 橘木 [2016] 115頁、146～147頁。
- (12) 富岡 [2014] 100～101頁。
- (13) 代田 [2015 I] 30頁。
- (14) 関野 [2016] 22～23頁。
- (15) 関野 [2016] では、①民間給与所得者のうち所得2,000万円超層に平均負担率40%を適用する、②申告所得者のうち5,000万円超層に対して一律に平均税率40%で課税するとして想定所得税額を算出、2012年税額と比較している。その結果は①で0.8兆円、②で0.7兆円の増収となる（28～29頁）。
- (16) 関野 [2015] 30頁。
- (17) 垣内 [2015] 43頁。
- (18) 内閣府 [2015] 147頁。
- (19) 垣内 [2015] 45頁。
- (20) 中島 [2013] は、赤字国債の無制限発行を可能にした要因として、第1に特例公債法で禁止されていた赤字国債の借換禁止規定の削除、第2に長期金利の低下による国債の低利発行をあげている（32～34頁）。
- (21) 勝田 [2015] 128～129頁。
- (22) 参議院予算委員会調査室 [2016] 。
- (23) 代田 [2015 II] 70頁。

[参考文献]

- 浅羽隆史 [2013] 『建設公債の原則と財政赤字』丸善プラネット。
- 岩波一寛 [2015] 「日本を借金大国にした公債制度の特異性」『経済』第243号（2015年12月）、57～64頁。
- 垣内亮 [2015] 「大企業の〈史上最高益〉の構造」『経済』第243号（2015年12月）、35～47頁。
- 片桐正俊・御船洋・横山彰編著 [2015] 『格差は正対応財政の新展開』中央大学出版部。
- 勝田佳裕 [2015] 「バブル崩壊以降の国債累増・国債保有構造と国内銀行の国債保有」『証券経済研究』第89号（2015年3月）、121～138頁。
- 可部哲生編著 [2014] 『図説 日本の財政』平成26年度版。参議院予算委員会調査室『財政関係資料集』各年度版。
- 代田純 [2015 I] 「我が国の法人税と課税所得」『証券経済研究』第91号（2015年9月）、25～43頁。
- 代田純 [2015 II] 「ユーロ圏からみた日本国債の金利リスク」『経済』第243号（2015年12月）、65～77頁。
- 関野満男 [2015] 「日本の所得税収入と所得税負担——1990年代～2010年代の実態——」（片桐正俊・御船洋・横山彰編著 [2015] 所収）3～32頁。
- 橘木俊詔 [2016] 『21世紀日本の格差』岩波書店。
- 醍醐聰 [2012] 『消費増税の大罪 会計学者が明かす財源の代替』柏書房。
- 田中信孝 [2015] 「日本経済の動向と発言が困難な『経済

の好循環』」『自治総研』第441号（2015年7月、32～50頁。

田中信孝 [2016] 「剥落する『アベノミクス』効果と金融・国債の問題」（地方自治総合研究所『地方財政レポート 2016』6～36頁。

田中秀明 [2011] 『財政規律と予算制度改革』日本評論社。

富岡幸雄 [2014] 『税金を払わない巨大企業』文藝春秋。

内閣府 [2015] 『経済財政白書』平成27年度版。

中島将隆 [2013] 「なぜ赤字国債の無制限発行が可能になったか」『証券経済研究』第81号、2013年3月、17～35頁。

藤井亮二 [2012] 「予算における国債費見積りの課題」（専修大社会科学研究所『社会科学年報』第46号、2012年3月）115～122頁。